

香芝市監査委員告示第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき執行した監査について、同条第9項の規定によりその結果に関する報告を次のとおり公表します。

令和4年1月4日

香芝市監査委員 近藤 洋
香芝市監査委員 中村 良路

第1 香芝市監査委員監査基準への準拠

下記監査は、香芝市監査委員監査基準に準拠して実施した。

第2 監査の種類

地方自治法第199条第1項の規定に基づく財務監査及び同条第2項の規定に基づく行政監査

第3 監査の対象

福祉部（社会福祉課）

第4 監査の実施期間

令和3年10月22日から令和3年11月25日まで

第5 監査の着眼点

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が、合理的かつ効率的に行われているか、法令等の定めるところに従って適正に行われているかなどを主眼として実施した。

第6 監査の主な実施内容

監査にあたっては、あらかじめ提出を求めた資料を検討し関係諸帳簿との照合及び内容を審査したほか、関係職員の説明を聴取する方法で実施した。

第7 監査の結果

監査した結果、一部に留意を要する事項が見受けられた。以下、要望を述べる。なお、軽微な事項については、口頭により指導し改善を要望した。

1 要望事項

- (1) 行政財産の使用許可については、地方自治法第238条の4第7項において、「行政財産は、その用途又は目的を妨げない限度においてその使用を許可することがで

きる」と規定され、その行政財産の目的外使用に係る使用料については、香芝市行政財産使用料条例で定められている。また、行政財産を使用するにあたり生じる光熱水費の負担については、本市において規定がないことから、光熱水費の実費は使用者が負担すべきものと考えられる。

香芝市総合福祉センター館内の一角が、行政財産の目的外使用許可により、香芝市社会福祉協議会の事務所として使用されている件について、その使用料については、香芝市行政財産使用料条例第3条第1項第2号の規定より免除されていた。その一方で、当該使用によって発生する光熱水費の負担については、特に取り決めはなされていなかった。当該事案に関する光熱水費実費分の負担のあり方については、香芝市社会福祉協議会と協議し、検討されたい。

- (2) 支出方法の1つとして認められている前金払については、対象となる経費が地方自治法施行令第163条に規定されている。その中で、請負に要する経費の支払いについては、同条第1項第3号で「前金で支払をしなければ契約しがたい請負」と限定されている。

香芝市社会福祉協議会に委託している業務に係る委託料で、前金払をしているものがあり、その前金払の理由としては、香芝市社会福祉協議会が前受金で得た収入を財源として委託事業の実施を求めていることがあげられていたが、当該理由は前金払の根拠として地方自治法施行令第163条の規定に適合しているとは言い難い。また、中には委託事業の実施時期を勘定することなく、事業開始当初に委託料の3分の2程度をまとめて支払っているものも見受けられた。

以上のことから、委託料の前金払を行う場合は、その必要性について調査し、尚以て前金払を行う必要がある場合には、事業実施時期等を考慮して、支払時期や支払回数を設定し、適正な支払いに努められたい。また、同様に前金払をしている補助金についても、概算払による支払いなどを検討されたい。